

資料 3 - 1

第 2 回 府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会会議録（要旨）

- 開催日時 平成 29 年 11 月 28 日（火） 午前 10 時半～正午
- 開催場所 府中市役所北庁舎 3 階第 5 会議室
- 出席委員 9 名（50 音順）
遠藤修委員、大神仰治委員、郭東仁委員、久野暢彦委員、五井照幸委員、志水清隆委員、難波悠委員、堀江英喬委員、柳沢厚委員
- 欠席委員 なし
- 出席説明員等
町田政策総務部長、矢ヶ崎政策課長、板橋政策課長補佐、河邊政策課副主幹、吉岡政策課主任、日原建築施設課長、小林管理課長補佐（兼）インフラマネジメント担当副主幹、楠本まちづくり担当副参事（兼）計画課長、町井計画課長補佐
国際航業（株）牧野氏、富田氏、山中氏
- 傍聴者 5 名
- 議事日程
 - 1 開会
 - 2 確認事項
 - (1) 第 1 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会会議録（要旨）について
 - 3 説明事項
 - (1) 機能検討に関わる計画について
 - 4 審議事項
 - (1) 本市及び本留保地における優位性と課題について
 - (2) 土地利用における視点について
 - 5 その他

資料 3 - 1

■会議録（要旨）

○柳澤会長： それでは、第2回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会を始めさせていただきます。まず、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局： 本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、委員定数9名中全員ご出席をいただいております。従いまして、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告します。

○柳澤会長： ありがとうございます。本日、志水委員は初めてのご出席ですので、自己紹介をお願いします。

○志水委員： 皆さま、こんにちは。私は、府中市自治会連合会の会長をしております、志水と申します。府中市自治会連合会は、府中市にある約400の自治会のうち、約50%の207の自治会が加入している団体でございます。様々な地域の問題につきまして、前向きに検討しております。今回、府中市基地跡地留保地利用検討協議会に参加させていただくことになりました。皆様と一緒に、色々考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○柳澤会長： ありがとうございます。次に、本日の傍聴希望について、事務局から報告をお願いします。

○事務局： 昨日までに6名の方からご希望があり、本日5名がお見えになっています。

○柳澤会長： 前回ご了解いただきました傍聴のルールに基づき、委員の皆様にお諮りいたします。本日は、傍聴を妨げる内容は入っておりません。傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柳澤会長： 傍聴者の入場を許可いたします。お入りいただき下さい。

（傍聴者入場）

○柳澤会長： それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

資料 3 - 1

○事務局： それでは、お手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の説明)

○柳澤会長： 資料の過不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

○柳澤会長： それでは議事に入りたいと思います。議事に従いまして、前回議事録の要旨について、事務局から説明をお願いします。

○事務局： 「資料 2 - 1 第 1 回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会議事録（要旨）」でございますが、前回 10 月 12 日に開催いただきました、第 1 回会議の議事録要旨の案でございます。こちらは、事前に郵送している資料でございます。ご修正等、記載で気になる点等ございましたら、ご指摘をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○柳澤会長： 何か、お気づきの点はありますか。事前にお目通しいただいていると思いますが、よろしいでしょうか。それでは、第一回会議の会議録として確定させていただきますと思います。第 1 回会議の会議録と資料につきましては、市政情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開となります。

続きまして、次第 3 の説明事項「機能検討に関わる計画について」、説明をお願いします。

○事務局： 「資料 2 - 2 機能検討に関わる計画について」をご覧ください。

(資料 2 - 2 の説明)

○柳澤会長： かなり内容のある話を説明いただきました。事前にお目通しいただいていたとしても、中々頭に入りにくいかもしれませんが、ここでご意見をいただきたいと思います。今日現地を見たご感想も含め、ご意見をいただければと思います。前回の久野委員からのリクエストを踏まえてのご説明かと思しますので、最初に久野委員からお願いいたします。

○久野委員： 前回会議における、公共施設マネジメント等の計画説明のリクエストにつきまして、資料をご用意いただきありがとうございます。ご説明をお聞きした感想ですが、やはりある程度長期的な展望でこの基地跡地を活用すべきかと思しました。基地周辺にも、「木造密集市街地が周辺にあること」、「基盤整備も必要と

資料 3-1

なってくること」、「学校施設の課題」など様々な課題があるかと思います。今回、基地跡地の土地利用を考える際に、タイミングよく施設整備の時期が合うとは限りませんし、希望していてもうまくいくものでもありません。しかし、想定どおりとはいかないとしても、財務省の土地の安価な貸与や取得できる機会を使い、この機会に公共施設を上手くここへ移すことができれば、府中市のまちづくりを一気にいい形に出来るのではないかと思います。そのためには、ご説明いただいた公共施設マネジメントの内容を十分に生かせる形で、基地跡地の利用計画に 反映していくことが大事だと感じました。

○柳澤会長： 今のご意見について、市の方から何かありますか。

○事務局： 今後の検討の中で、参考にさせていただきたいと思います。

○柳澤会長： 他にございますか。

○五井委員： 具体的にこのように整理していただき、非常に分かりやすいと感じました。市としての問題と感じていた内容が、本日の資料ではほとんど網羅されていたように思います。まずは、このような形で考えながら進めていただけるとよいと思いました。事務局の方、資料ありがとうございます。

○柳澤会長： ありがとうございます。他にございますか。

○郭委員： ご説明を聞いていると、様々な要望が入りすぎているのではないかと感じました。府中市にとって、今一番不足していることや困っている事を解決するという視点に立ち、順位的なものをここで話して広げていけたらいいのかと感じました。例えば、保育園が足りないなど、府中市で一番困っている課題を解決できる要素があるところから検討できたらよいと思います。それが何かについて、教えてください。

○柳澤会長： 一通り委員のご意見を伺い、市から答えてもらった方がよいかと思いました。他にご発言ありませんか。

○難波副会長： 先ほどご説明いただいた、「公共施設等総合管理計画」と「インフラマネジメント計画」において、新設をする場合には他の施設の統廃合等をして総量を抑制するという考えがありました。本日のご説明の中では、道路網の課題や土地利用の際の上下水道の整備も必要であるとのことでした。今後の検討にあたり、

資料 3-1

「インフラマネジメント計画」との整合性について、どのようにお考えでしょうか。また、学校の老朽化対策で別の委員会で検討されていると思いますが、その他に何か別の検討を進めていることがあればご説明頂きたいと思います。

○柳澤会長： 具体的なお質問ですので、ここで先ほどの郭委員からの質問も含め、市からお答えください。

○事務局： インフラマネジメントとの整合性のご質問について、お答えいたします。インフラマネジメントにつきましては、現状のまま施設を管理していこうとすると、今後経費が足りなくなるという点からマネジメントを考えるものです。そのため、経費が増えることについては抑えていくとの考えから、施設の増加についてはできるだけ抑えていくことを考えております。ただし、府中市では人口が増加しており、都市計画道路や都市計画公園など既に計画として位置づけられているものの整理もまだ進んでないという状況です。このような状況から、今後インフラが増えていく状況があります。

今回の府中基地跡地留保地では、公園なども含め様々な案がでてきている状況です。インフラマネジメントにおいては、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも含めた費用対策をどう考えるかを含めてマネジメントしなければいけないと考えています。施設自体が増えることについては、経費が現状では足りない状況です。官民連携を含めて検討いただくとともに、実際の経費が足りないことについて、「施設の整備に伴い、実際に市に入るお金などの経済効果があるか」、「将来を含めそのインフラが必要なものか」を考えた上で、この府中基地跡地留保地の利用を位置づけることが大切だと考えています。

○事務局： まちづくりの観点から、ご説明します。本市の都市計画マスタープランについては、平成14年、15年に策定しております。策定当時においては、都市として人口が増加するような開発圧力があり、それに対応できるようなプランとして作られております。しかし、これから先は、国全体として人が減少していく中、都市計画マスタープランも公共施設やインフラのマネジメントを含めた都市の目指すべき姿を具体的に描く必要があります。現在、立地適正化計画の策定も並行して進めており、平成32年度に見直しを行う予定の都市計画マスタープランについては、今ご説明した現状の計画とは内容が異なってまいります。

○事務局： 学校施設の検討における、その他の取組についてご説明します。学校を含めた公共施設全体の今後の在り方については、公共施設マネジメントを進めています。今回報告した「公共施設等総合管理計画」は、上位の計画です。個々の施設に

資料 3-1

おける取組みの大きな考え方については、4年間を計画期間とする、「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン」を策定しています。そのプランが、今年度で完了するため、平成30年度から33年度までの4年間を計画期間とする、「第2次公共施設マネジメント推進プラン」を進めながら、府中市全体の公共施設の方向性やあり方について検討を進めている状況です。

○事務局： 市が解決したい課題と順位付けについては、今ご説明させていただきました、公共施設やインフラのマネジメント等の考えを踏まえ、市全体で抱える課題を次の議題で整理しています。そちらで、合わせてご説明させていただきます。

○柳澤会長： 私から感想などについて、発言します。本日、「都市計画マスタープラン」と「公共施設等総合管理計画」を説明いただきました。「都市計画マスタープラン」では、この基地跡地に何が期待されているかということが書かれています。3つのゾーンに分割する部分は以前の利用計画案であるため見直すとして、それ以外のことは大きく2点あるかと思います。一点目が、本地は周辺の道路環境が弱いので、土地利用するのであれば周辺の道路条件の改善に必ず貢献しようというものです。二点目が、緑系統の強化のために、本地を重要な拠点にするというものです。これは一番大切な部分で、裏返すと、施設的な記載はこのマスタープランにはほとんどないということです。

一方、「公共施設等総合管理計画」の方では、公共施設について、スクラップアンドビルドにより量を少なくしていく方向を明確に出しているとのこと。それは、ここで何か新しいものを作ることはないといった方向性かと思います。そうすると、先ほど久野委員がおっしゃっていた、色々な公共施設を集約する場所としての活用については、施設の更新や全体の総量を抑える点では有効な一つのアイデアかと思います。その辺りについて、市の意見を聞きたいと思います。

施設は、非常に立地の制限が強いものかと思います。周辺サービスという性質の施設が基本的に多く、それらの施設は場所的な制約を受けます。全市的な性質の施設があれば本留保地へ作ることは可能ですが、場所的な制約があるものを本留保地でまとめて作り直すということは実はかなりあり得ない話です。本留保地を公共施設として使う可能性は、どの程度あるのでしょうか。また、ないのであれば、施設については民間のアイデアに委ね、行政は方向性だけを与えていくというところに目を付けるしかないという印象を持ちました。私の印象について修正や補足があれば、お願いします。

資料 3-1

○事務局： その考えについては、市としても非常に悩ましい状況です。府中市の考えとして、公共施設は相当充実しているという認識があります。施設の整備にあたっては、柳澤先生がおっしゃったように、立地の問題を十分配慮した上で、スポーツ施設や大規模な公園などの整備を行ってきました。

施設については、すぐに対応が必要なものだけではなく、現在生じている問題について将来的に場所を変えることで解決する施設もあると思っています。そのため、現在素案で考えられている施設を本留保地へ移す可能性も考えられなくはないと思っています。

○柳澤会長： わかりました。立地制約はありますが、本留保地を使って施設を更新集約する可能性もありうるということですね。これは検討のベースとなる話しですので、「公共施設管理の大きな考えとして、本留保地をどのような施設で活用したいか」についてのたたき台を、市から示していただく必要があります。時間は間に合いそうでしょうか。

○事務局： 利用計画素案に想定される機能を示しており、ここで上げる施設については利用の可能性があるという考えです。

○柳澤会長： 分かりました。他に何かご発言はありますか。

○堀江委員： ご説明を聞いていると、行政側の要望が強く優位になっているという気がしました。利用計画素案の中には、市民へのアンケート結果が記載されています。これは、市民の考える本留保地の利用として相応しい候補かと思いますが、それはどのように扱うのでしょうか。これを省いて行政の意見を入れるのか、市民の意見もある程度受け止めてやるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局： 利用計画素案には、前年度の第48回府中市市世論調査において、「最適な活用方法として望ましいもの」とするアンケートの結果を記載しています。回答として一番多かったものとして高齢者福祉施設、二番目に多かったものが保育所、続きまして、商業施設（スーパーマーケット、ショッピングモール等）、公園・緑地・広場という結果となっています。利用計画素案は、今後の検討においての基礎資料となるものと考えております。今後の検討において、本事項についてもご活用いただければと思っています。

○事務局： 市民のご要望やご意見については、しっかり伺っていかなくてはなりません。一方、市民一人一人に対し、市の将来的な状況を理解していただく必要もあると

資料 3 - 1

考えています。市として、長期的な将来負担のことを考えないで進めることはできないため、その考えに基づく資料をご提示して説明をさせていただいております。市において市民に伝えていく必要があると思いますが、このような長期的な将来負担の課題にもご配慮いただいた上で、ご検討いただければ幸いです。

○柳澤会長： ありがとうございます。それでは、次に【次第 4 審議事項】でございます。

「(1) 本市及び本留保地における優位性と課題について」と「(2) 土地利用における視点について」は関連する事項かと思っておりますので、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局： 「資料 2 - 3 本市及び留保地における優位性と課題」、「2 - 4 土地利用における視点」についてご説明いたします。

(資料 2 - 3、2 - 4 の説明)

○柳澤会長： いまの説明に関して、ご発言をお願いします。

○遠藤委員： 先ほどの説明を聞き、驚いた点が 2 点ほどあります。1 点目が、京王線の乗降客が減少しているということです。駅前にはマンションが増えているため、乗降客数も増えていると思っていました。2 点目が、本留保地が土壤汚染届出区域に指定されていることです。土壤汚染が、本留保地全体に及んでいるか教えてください。

また、府中市の財政についても、大変厳しいということでした。それについては、費用対効果を期待し、民間の活力もぜひ使っていくこともよいかと思えます。先ほどの、留保地の活用期待される市の効果のご説明において、魅力の創出、経済力の向上とありますので、その辺りにも効果があるのではないかと思います。このような、費用対効果の面から民間活力の活用を検討されているのでしょうか。

○事務局： 土壤汚染の状況について、ご説明いたします。本留保地においては、国において概要調査が行われました。調査の結果、本留保地は、「形質変更時要届出区域」に指定されております。本留保地は、かつて旧陸軍の燃料廠があり、現在の土壤からは鉛やふっ素が検出されたとのことでございます。これは、本留保地全体ではなく、かつて燃料廠の施設があった部分を中心に検出されたと伺っています。本内容は東京都のホームページで公開されておりますので、詳細はそちらをご確認いただければと思います。

資料 3 - 1

- 事務局： 民間活力の活用を検討しているかについて、お答えします。民間活力の活用は、土地利用において必要な視点だと考えております。まず、民間で土地利用をする際には、民間の活力が必要になります。また、公共で土地利用をする際についても、民間活力を活用することにより、目指すべき機能をどのように導入していくかという視点が検討には必要であると思っています。今後、市からの事例の紹介や委員の皆様からのご助言を踏まえ、民間活力の活用を含めてご検討をいただければと思っております。
- 大神委員： 資料 2 - 3 の 6 ページにおいて、「本市が抱える課題」が網羅的にあげられております。他自治体においても同じ様な課題があるかと思いますが、特に府中市において優先的に解決すべき課題はどれでしょうか。
- 事務局： ここでお示ししている課題につきましては、ご指摘のとおり市の課題を網羅する形で記載しております。市における課題については、基本的には全て解決が必要であるとの考えを持っています。しかし、本留保地で全ての課題の解決を図ることは難しい面もありますので、市で優先的に解決したい課題につきましては整理していきたいと考えております。
- 柳澤会長： ここであげられている課題は、「市全体として、人口減少や経済的な活力の鎮静化を何とかしなくてはならない」という話と、「財政事情が厳しい」という検討する上での背景かと思っています。この課題も検討していく必要はありますが、直接本留保地に必要なものの検討につながるものではないかと思っています。背景として理解しておけばよいのではないのでしょうか。
- 堀江委員： 小金井街道の歩道については、通行に影響するものとして電柱があります。電柱の移設は難しいのではないかという話を伺いましたが、その場合は歩行者空間の確保はどのように行う予定でしょうか。
- 事務局： 現在、小金井街道の歩道上にある電柱につきましては、道路の管理者である東京都に対し、今後移設の要望をしていきたいと考えております。
- 柳澤会長： 時間をかければ、順次動かすことができるということですね。いきなりは、難しいと思います。
- 志水委員： 本日、本留保地を視察させていただきました。非常に広大な土地ですが、イメージしていたものと大きく異なり、このままでは恐らく何も利用できない状態か

資料 3-1

と思います。まずは、土地を利用するためは、どうしたらいいかを考える必要があります。道路についての整備は、当然必要かと思います。また、下水道が整備されていないということであれば、そのままの状態を利用することは困難です。本留保地を最大限利用するためには、周りの道路と下水道の整備をした上で何を作るのかを考えないと、先に進めないのではないかと思います。そのためには、府中市として、計画的な予算を組んで取り組んでいくことが必要であると思います。まずは、基本的なことに対処しなければ、あれだけの広大な土地をそのまま眠らせてしまうこととなります。あれだけの広大な土地を持っている市はおそらく他にはないと思います。極端に言うと、市役所をまるまるあそこに持っていくことも可能ではないかと思いました。そういう点ではまだまだ議論していく要素があるかと思いますのでよろしくお願いします。

○事務局： ご意見ありがとうございます。本日の説明において、若干不足していた部分についてお話をさせていただきます。本留保地は、米軍から国に返還された財産として、国が所有しています。今後、本留保地においてどのような利用を目指すべきかについて、この協議会でご検討いただいた意見を踏まえ、市で利用計画を策定して国に提出するという流れになります。

土地の取得につきましては、利用計画での用途に応じて、国の処分の金額が変わってきます。例えば、上下水道やインフラでの利用は無償となりますが、学校の場合は5割負担、文化施設は6割負担、公園3割負担など、それぞれ取得の費用が異なります。そのため、本協議会で利用計画全体を議論いただきながら、それに応じた予算化を検討していくこととなります。利用計画につきましては、本協議会において本年度と来年度ご検討いただいた後、平成31年度中に市で策定するというスケジュールになっています。その後、利用計画が 国で認められた場合に処分という流れになりますので、約3年後には市で取得 する範囲と必要経費を財政当局と調整し、議会にも伺いながら決定していくこととなります。道路の整備につきましても、道路を整備してから民間に売却するという手法もありますが、開発行為により民間で整備した道路を市へ帰属いただくというような手法もあります。本協議会におきましては、そのような専門的な知識をお持ちの方々がいらっしゃいますので、お知恵を拝借しながら計画を作っていきたいと考えています。

○柳澤会長： ありがとうございます。本日は、検討をする上での背景を説明していただき、これを踏まえて今後考えていくというような内容であったかと思います。そのため、これから検討を進めていくにあたり、狙っていくべき事項や逃してはいけない事項などのご意見がありましたらお願いします。

資料 3-1

- 五井委員： 資料 2-3 の優位性と課題での整理を踏まえ、背景については十分皆さんご理解いただいているかと思います。私達には、何が良いのか悪いのかという情報や知識もありません。そのため、市で具体的に優先度や解決すべき問題を検討して示していただき、それを我々が検討させていただけたらと思います。また、それには、優位性とか課題とかに配慮の上で示していただければ、私共も判断しやすいように思います。また要望をさせていただくこともあるかと思いますが、そのような事項にご配慮いただければと思います。
- 柳澤会長： 今のご意見は、先ほどの郭委員のご意見と同様の趣旨かと思います。市として必要なものについては、仮ではありますが、素案の 18 ページでまとめているとのことでした。商業施設については、どのような特徴を持つ施設が必要かを市から民間にリクエストするようになるかと思います。一方、スポーツ施設、福祉施設などの公共施設については、どのような施設をどう実現するかについて、もう少し具体的に絞り込んだ上でイメージを詰めていただいたら良いのではないのでしょうか。
- 五井委員： あまりにも候補が多いため、市で絞っていただきたいと思います。
- 柳澤会長： 市としては、絞ったということを示していますので、先ほどのリクエストをするということにしましょう。
- 難波副会長： インフラの整備については、「民間が開発行為として整備する」または「公共で整備する」かについては今後検討するとのことでした。また、今回の現地視察において、「緑を残したいということ」と「周辺のアクセスを含めたアクセスの改善」は優先事項として高いのではないかとの印象を受けました。まずは、東西のアクセスや南北道路の拡幅なども含め、どういうアクセスが望ましいかを検討しつつ、ゾーニングと合わせて検討することがよいのではないかと思います。
- 柳澤会長： 道路の強化というのは、マスタープランの様々な箇所に記載されています。道路の課題について、どういう問題を解決すべきかを、図として示していただけますか。拡幅の必要、新しく道路を整備する必要など、そのような検討を具体的に少ししていただきたいと思います。
- 久野委員： 都道である小金井街道については、都市計画道路として都市計画決定されています。都市計画上の計画線では西側に拡幅する線形ですが、これを東側にずらせばそのまま道路が拡幅できることとなりますので、東京都と交渉することもよい

資料 3-1

かと思います。それができない場合は、国から帯状に敷地を無償譲渡もしくは無償貸付を受けてセットバックすることで、歩行者の空間を確保できると思います。また、東側道路につきましては、米軍の通信施設への道路を共用するという形で上手に迂回して出ていくというアイデアも当然あるかと思います。

気になったのは、資料 2-3 の (2) 施設の課題のアにおける、北東部の周辺住宅地の不十分な道路基盤の改善です。これは、本留保地の区域外の話かかと思ひます。これが上部に記載されているのは、今回の委員会の中で、これも本協議会で議論していくべきとのことからでしょうか。それとも、基地内のことだけに特化して検討すればよいのでしょうか。次回以降の議論にも影響すると思ひますので、事務局の意見を教えてください。

○事務局： 北東部の区域は、低層の住宅地です。この低層住宅地と低層住宅地の間を挟む形で跡地留保地が入り込んでいるため、この区域間の移動が困難な状況になっています。また、本留保地で大規模施設や住宅地などの整備を行うことにより、既存の住宅地における通行もかなり大きい影響を受けることとなります。そのため、今後ゾーニング検討を行うにあたり、本留保地の区域外である既存住宅地への配慮を含めて検討する必要があると考えています。

○久野委員： 周辺道路への配慮として、本留保地内に通過できる道路を計画するというニュアンスでしょうか。それとも、北東部の住宅地の中における道路整備も検討するということなのでしょうか。

○事務局： ご検討いただきたい対象は、あくまで留保地内の道路です。

○柳澤会長： どちらなのかを、この場で限定した方がよいのでしょうか。周辺道路の具体的な整備まで議論するわけではないので、例えば、周辺区域の道路アクセス強化に必要な土地を本留保地内に残すなどの意見があってもいいのではないかと思います。

○久野委員： まさに、それを聞きたいと思っていました。その考えは、市では特段ないとお話でよろしいのでしょうか。

○事務局： 本課題については、活用基本方針の中で留保地の課題としてあげられています。ここでは、本留保地の課題として、利用計画策定にあたる課題として捉えて記載しているものです。そういったことから、留保地内での部分に議論を限定しており、このような課題の中から、基本方針に記載されている「理念と原則」が

資料 3-1

示されております。

○柳澤会長： 今の説明は、よく分かりませんでした。

○事務局： 周辺の低層住宅地は、すでに道路が整備されています。その中で、例えば、現状 2 m しかない幅員を 4 m に拡幅するといった話については、この場では議論出来ないかと思えます。本留保地の利用において、既存の生活道路への通行を促していくことがよいのか悪いのかなど、基盤となる道路と生活道路という位置づけをご検討いただくことも必要だと考えております。本留保地外の道路の改良や拡幅までは、本協議会の中でご議論いただく部分ではないと考えております。

○柳澤会長： 外側の道路のあり方を議論する必要はないと思いますが、本協議会では、本留保地のような大規模な土地利用をどのようにまち作りに活用できるかを議論しています。周辺に基盤の弱い住宅地があれば、その住宅地のレベルを向上させるために、本留保地で何かできないかという視点も当然残しておかなければならないと思えます。例えば、行き止まりで防災上問題がある箇所において、道路を通すために移動が必要な土地が数ヶ所発生した場合、本留保地で代替地を用意するというような可能性は残しておいた方が良くと思います。そのような可能性についても、排除するのでしょうか。

○事務局： 本部署だけではお答えできない内容ですので、今後の議論において検討の必要性が生じた場合には、関係部署と連携して検討していく必要があると考えています。本留保地は国有地ですので、代替地として活用可能かどうかについては、検討の状況に応じて国へも相談しながら検討したいと思えます。

○柳澤会長： 一つ、リクエストがあります。本日の議論においては、想定される機能に上げられる機能として、スポーツ施設、福祉施設等はどうのようなものでどう作るかを検討してほしいという話がありました。また、道路については、具体的にどういう強化が必要なのかを検討してほしいという話がありました。そうすると、ここで上げられる公園緑地については、非常に重要であると思っています。ただし、公園緑地を一定比率確保するという議論ではなく、公園緑地の内容についての議論が必要であると思えます。府中市の将来にわたる財産となるような緑のネットワークを強化する上で、本留保地でどのようなことを行うと一連のネットワークの中の一つの拠点となるかを考えるとよいと思えます。府中市の優位性としてあげられる、大國魂神社と府中市美術館などの充実した歴史や文化施設の蓄積については、緑のまちと親和性があります。場所的に合うかの検討は必要です

資料 3-1

が、府中市の将来にわたる都市財産の形成という視点での緑の施策について、何を行うのがよいのか。例えば、パラボラアンテナのようなものは、残すと面白いという意見もあり得るかと思います。緑や公園緑地としてどういう特徴や狙いを持っていくのかということについて、今回は間に合わなくても、次々回ぐらいに示してもらえると議論しやすいかと思います。

また、その次に面積を要するものとして、住宅と商業施設があります。民間に委ねるという手法をとるのであれば、どのような特徴を持った商業施設を展開したいというイメージを示していかなければならないと思います。住宅も同じです。ただ住宅で用途を埋めるのではなく、どういう性質の住宅をここに誘導したいかという方向性を示すと、想定される機能の狙いがかかなり明快になってくるとと思います。そういう内容について、次回以降行っていただけたら大変ありがたいと思います。それは、よろしければのお願いということです。

他にご意見がなければ、本日の議論はこの程度にしたいと思います。その他、事務局からありますでしょうか。

○事務局： 次回の会議の開催につきまして、日時の調整をさせていただきたいと思います。

(日時の調整)

○柳澤会長： それでは、第2回府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会を終わりたいと思います。本日は、ご苦労さまでした。